

令和7年度 堺市立深井中学校 いじめ防止対策基本方針

R7.4.1

いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針・29.8.25 改定）及び、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容も併せて作成。

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 子ども・保護者との信頼関係づくり、地域や関係諸機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、全教職員がいじめ防止のために最大限の努力をする。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳をはじめ、教育活動全般を通して、子ども一人ひとりの規範意識を高める。
- (3) 一人ひとりを大切にした授業づくりを行い、すべての子どもたちが理解できる授業が実践できるように、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (4) 教職員一人ひとりの人権意識を高め、教職員の言動でいじめを誘発・助長したり、黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に検証して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解・発達課題等の障害などに関して、教職員間の共通理解を深めるとともに研修の充実を図る。
- (7) 教育相談体制を整備し、相談窓口の周知徹底を行うなど、子どもたちが相談しやすい環境を整える。
- (8) 特に配慮が必要な生徒等について

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・コロナウイルスの感染者や濃厚接触者の生徒とその家族、また特定の国や地域にルーツのある生徒等
医療従事者とその家族や、社会機能の維持にあたる方とその家族に対して
⇒偏見や差別につながるような行為や言動は断じて許されるものではない

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生するので実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。
- (2) 子どもの行動を注視する。

- (3) 保護者と情報を共有する。

4 早期解決に向けて

いじめが生じたときには、適切な対応を行い、早期の解決を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (4) 法を犯す行為に対しては、早期に警察・関係諸機関等に相談して協力を求める。
- (5) いじめが解決した後も、子どもへのケアを継続するとともに、保護者との連絡を行う。

5 学校生活アンケートによるいじめ調査の実施

年3回、学校生活アンケートによるいじめ調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じて調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置

管理職及び生徒指導委員会の人員を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」で、直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保持し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 校内いじめ対策委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。

※ 「いじめ防止対策推進法」の情報共有について（報告に係る内容）

学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、保護者に対して理解を求めるとともに、ネットいじめ防止プログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は、十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察・関係諸機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (6) 「けんかやふざけ合い」について
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (7) 「いじめ解消」について
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。
- (8) 「重大事態への対処」について
生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (9) 「いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上」について
全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。
- (10) 学校基本方針に基づく取組の実施状況について
学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。